

監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト

平成20年2月13日

改正 平成28年4月28日

日本公認会計士協会

利用上の留意事項について

平成19年の公認会計士法改正により、有限責任監査法人が作成する計算書類について、特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないこと（収益の額が一定の基準に達しない場合を除く。）となった。本チェックリストは、実務の参考に資するため、その特別の利害関係に関する施行令及び施行規則の規定を、チェックリスト形式にまとめたものである。

本チェックリストを利用するに際しては、以下のことに留意していただきたい。

1. 法令規定を適切に解釈し遵守するという趣旨から、「はい」にチェックした場合には、直接規定に当たり、規定内容を確認すること。
2. 本チェックリストの項目に該当するものがない場合であっても、倫理規則、独立性に関する指針及び利益相反に関する指針に照らし、判断すべき場合があること。

以 上